

社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会 行動計画

職員が、仕事と子育てを両立しながら、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する社会福祉法人となるため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 目 標

＜目標1＞ 妊娠中や産休・育休・復帰後の職員のための相談窓口を設置する。
＜実施期間及び対策＞

令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	・相談窓口の設置について検討 ・相談員の教育等 ・相談窓口周知の徹底 ・育児休業制度等について管理者研修の実施
------------------------	--

＜目標2＞ 育児休業者が、安心して休業し復帰できるように、休業開始前・休業中・復帰後の諸手続きを確実に実施し、環境を整備する。

＜実施期間＞ 令4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

＜対 策＞

休業前	・育児休業予定者に対して諸手続きの説明を丁寧に行う。 ・育児休業予定者が担当している職務を洗い出し、休業中の分担を行う。 ・必要に応じて代替要員を新規に雇用する。
休業中	・諸手続きを滞りなく実行する。 ・定期的に連絡をして、職場との一体感を維持するような情報の提供を行う。 ・スキルやキャリアの維持に必要な情報等が掲載されている資料を配布する。
復帰前	・復帰可能時期、復帰後の勤務可能時間等について相談し、復帰前と異なる条件で復帰する場合は、労働条件等について説明する
復帰後	・仕事と育児の両立について、復帰後の状況を随時聞き取り、支障があり変更が必要な場合は対応する。

社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会 行動計画

職員が、職業生活と家庭生活の両立できるような雇用環境の整備を行い、女性がますます活躍できる社会福祉法人となるため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31までの5年間

2. 目 標

<目標1> 年次有給休暇取得率を5%以上向上させる

<実施期間及び対策>

令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	年次有給休暇の取得を促す 半期毎に取得状況の確認し、十分取得していない 職員及びその所属長に取得を促す
令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	半期毎に取得状況の確認及びフォローを継続し、 年次有給休暇の取得率5%アップを実現していく

<目標2> セクシュアルハラスメントを含む様々なハラスメント防止を実現するための措置を実施する。

<実施期間及び対策>

令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	・ハラスメント防止に関する法人の方針の明確化 ・ハラスメント防止に関する諸規則への記載の 点検 ・ハラスメント相談窓口周知の徹底 ・ハラスメント防止に関する管理者研修の実施
令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	・必要に応じて各階層へのハラスメント研修の 実施 ・ハラスメントに関するトラブルの早期発見 と適切な対応

＜目標3＞ 所定外労働時間削減のため、週1回のノー残業デーを実施する。

＜実施期間及び対策＞

令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	<ul style="list-style-type: none">・週1回ノー残業デーを設定し、全職員へ周知・徹底する・ダラダラ残業、付き合い残業等無駄な労働時間削減を実施・定時退社を習慣化できるよう、職場内の意識啓発を行う
------------------------	---